

筑前海区漁業調整委員会指示第 199 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和 4 年 2 月 1 8 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A 海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から 3 海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位 318 度 2,000 メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B 海域

A 海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用する LED 灯については、LED 灯の消費電力に 5 を乗じた値を「LED 取扱電力」とする。

(1) A 海域において、LED 灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 10 キロワットを超えてはならない。

(2) B 海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯 1 個の消費電力は 3 キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は 6 個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は 15 個から、LED 取扱電力（キロワット換算値）を 3 で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B 海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 45 キロワット以内とする。

4 指示期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで